

## 京都府次世代自動車普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「京都府次世代自動車普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「次世代自動車」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド車等をいう。

### (目的)

第3条 協議会は京都府内における次世代自動車の普及を目的として、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策（京府EV・PHVタウン推進マスタープランなど）の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は別に定める委員等をもって構成する。

### (会長)

第5条 協議会に、会長1名を置き、委員の互選によってこれを選出する。  
2 会長は、協議会を総括する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。  
2 協議会において、必要があると認めるときには、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

### (部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。  
2 部会の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### (公開)

第8条 協議会の会議は原則公開とする。  
2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、京都府環境部地球温暖化対策課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。